

「職場環境改善の見える化の推進」宣言書

和歌山県より和歌山県老人福祉施設等整備費補助金、和歌山県地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金等の交付決定を受けるにあたり、「介護サービス施設・事業所における「職場環境改善の見える化の推進」事業実施要綱」に基づき、下記の職場環境の改善に取り組むことを宣言します。

記

- 1 くるみん認定の取得（仕事と育児の両立支援に係る認定）
一般事業主行動計画（101名以上の事業所には策定義務有）を策定し、施設整備が終了する年度までに労働局へ届出を行った上で、当該計画に定める期間内にくるみん認定の認定基準を満たして、くるみん認定を取得します。
- 2 トモニンの取得（仕事と介護の両立支援に係る認定）
施設整備が終了する年度までに、「両立支援のひろば」における仕事と介護の両立支援の取組を登録して、トモニンを取得します。
- 3 ユースエール認定企業の認定（若年者雇用の職場環境の改善に係る認定）
認定基準を満たすために必要な取組を実施し、施設整備が終了する年度の次々年度までに、労働局へ申請を行い、「ユースエール認定企業」の認定を受けます。
※ なお、常時雇用する労働者が300人を超えた場合には、同認定の認定基準を満たすことによって、認定を受けたものとみなします。

平成 年 月 日

(法人名)

(代表者名)

印